

(9) 駐車禁止規制等除外指定車標章の交付

対象者		障害	等級
身体障害者手帳	視覚障がい		1級から3級、及び4級の一部
	聴覚障がい		2級及び3級
	平衡機能障がい		3級
	上肢障がい		1級及び2級の一部
	下肢障がい		1級から4級
	体幹障がい		1級から3級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢障がい	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除きます）
	移動機能障がい	移動機能	1級及び2級
	心臓機能障がい		1級及び3級
	じん臓機能障がい		1級及び3級
	呼吸器機能障がい		1級及び3級
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級及び3級
	小腸の機能障がい		1級及び3級
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級から3級
肝臓機能障がい		1級から3級	
知的障がいがあるかた		障がいの程度が重度（A）	
精神障がいがあるかた		障がいの程度が1級	
※上記以外のかたでも対象になる場合があるため詳細は申請先へお問い合わせください			
持参		申請先	
<ul style="list-style-type: none"> <li>各種障害者手帳</li> <li>住民票の写し（発行から3か月以内のもの）</li> </ul> <p>* ご本人が申請することが原則になります。</p> <p>* 介護者のかたなどが申請手続きをされる場合は、事前に申請先へご相談ください。</p>		<p>あしべつけいきつしよこうつうか 芦別警察署交通課</p> <p>☎ 22-0110</p>	

注 標章は、公安委員会による駐車禁止規制が行われている場所又は時間制限駐車区間以外の場所では使用できません。

標章は、右記の表示のある駐車スペースに優先的に駐車するための標章ではありません

なお、車両に張り付ける右記のようなステッカーは、ドライバーなどが任意で使用するものであり、道路交通法などに基づくものではありませんので、標章のような効力はありません。

